

公募公告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 件 名 | 横浜税関本関庁舎における食堂経営に係る業務委託 |
| (2) 募集施設 | 別紙(1)のとおり |
| (3) 募集者数 | 別紙記載の施設に1者 |
| (4) 使用料等 | 施設使用料は無償、光熱水料は有償 |
| (5) 経営委託期間 | 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで
但し、必要に応じ令和12年3月31日まで更新することができる。 |

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 国税及び地方税を完納していること。
- 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- 下記3の公募説明会に参加しない者は、公募に参加できないものとする。

3. 公募説明会

- 開催日時 令和6年12月6日(金)13時30分から
- 開催場所 神奈川県横浜市中区海岸通1-1 横浜税関本関庁舎 第2会議室(4階)
- 説明事項 企画提案書等の作成要領及び施設、施設使用料の概要等に関する事項
- 参加申込み 公募説明会に参加を希望する者は、令和6年12月4日(水)17時00分までに、別紙(2)に記載する内容を下記4の申請先に持参するか、ファックス又は郵送のいずれかの方法により申込みを行うこと。

4. 企画提案資料申請書の提出

令和6年12月20日（金）17時00分までに以下の申請先に持参すること。

なお、提出資料の記載、作成内容については、公募説明会にて説明を行う。

【申請先】

〒231-8401 神奈川県横浜市中区海岸通1-1

横浜税関総務部厚生管理官付共済係 担当：錦織（本関庁舎5階）

電話番号045-212-6043 FAX番号045-212-1672

【持参受付時間】

09時00分～12時00分、13時00分～17時00分（平日のみ）

5. 企画提案資料申請書の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申請書は無効とする。

以上、公告する。

財務省共済組合横浜税関支部長 山崎 翼

別紙 (1)

募集施設

施設名	住 所	食堂面積 (m ²)	座席数 (個)
横浜税関本関庁舎食堂	神奈川県横浜市中区海岸通1-1	303.49	92

注) 食堂面積とは、厨房(控室等含む)、食事スペースの合計面積を示す。

別紙 (2)

公募説明会参加申込書

令和 年 月 日

財務省共済組合横浜税関支部長 殿

提 案 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

連 絡 先

財務省共済組合横浜税関支部が実施する、横浜税関本関庁舎における食堂経営に係る業務委託に関する公募説明会について、以下のとおり参加するので申し込みます。

参加者氏名・役職

注) 社印等の押印は不要です。